

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	住民基本台帳ネットワークの利用業務拡大および民間事業者での利用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>住民基本台帳（住民基本台帳ネットワーク）の利用機関・業務は、行政事務に限定されており、社会インフラとして十分に活かしきれていない。</p> <p>また、生命保険会社の業務においては、以下のような事象が生じている。</p> <p>ア) 個人年金保険支払時の被保険者の生存確認の観点から、年金受取人が市区町村長証明印を受けた「現況届」を生命保険会社に毎年提出する必要があるが、高齢の年金受取人にとって大きな負荷となっている。</p> <p>イ) 顧客の転居等に際し住所変更の届出がない場合、顧客への重要な連絡・案内等を行うために市区町村への照会を実施しているが、相当の時間やコストが生じている。</p> <p>公的年金の支払にあたっては、日本年金機構（旧社会保険庁）は、平成18年10月より、住民基本台帳ネットワークの利用が認められ、年金受給者による「現況届」の送付・返信手続きが原則不要となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	住民基本台帳法第11条、11条の2、12条、12条の2、30条の7
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>十分なセキュリティ対策や利用機関・業務の認定制度を整備することを前提に、個人年金保険支払など準公的業務を行う民間事業者においては、厳密な現況確認を行うため、住民基本台帳ネットワークの利用拡大を図る。</p> <p>また、国民が、行政が保有する国民自らの情報（住所等）については、本人の了解のもと、民間事業者や他分野での利用ができる仕組みを整備することにより、国民の手続き負担が軽減されるだけでなく、自治体や民間事業者の事務が効率化し、行政コスト・事業コストの低減を図ることができる。</p>